

大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱

大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱（平成4年大口町教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が団体及び個人（以下「団体等」という。）が主催する事業の後援を行う場合の後援名義使用の基準及び手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 後援とは、教育委員会が団体等の主催する事業の趣旨に賛同し、教育委員会の名義の使用を認め、事業の開催を支援することをいう。

（使用許可の基準）

第3条 教育委員会が後援名義使用を許可する事業は、教育、学術、文化、スポーツ等の向上に寄与するもので、次の各号に該当すると認められるものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が明確で、かつ、公益性があるもの
- (2) 広く住民を対象とし、主催者が適格なもの
- (3) 公序良俗に反しないもので社会的な非難を受けないもの
- (4) 営利や商業宣伝又は私的な利益を目的としないもの
- (5) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動でないもの
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているもの

（申請）

第4条 事業を実施する団体等が、教育委員会の後援名義使用の許可を得ようとするときは、当該事業の開催日の1月前までに大口町教育委員会後援名義使用許可申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に事業計画等を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

（許可の決定等）

第5条 事業の後援名義使用の許可は、教育委員会の議決とする。

2 定例的に行われ、過去に後援名義使用の許可を受けている事業にあつては、教

育長の決裁とする。

3 前項に規定する事業のうち、教育長が特に必要と認めたものは、教育委員会の議決とする。

4 教育長は、第2項の規定による後援名義使用の許可をしたときは、教育委員会に報告しなければならない。

(使用許可)

第6条 教育委員会は、前条の規定により後援名義使用の許可を決定したときは、大口町教育委員会後援名義使用許可通知書(様式第2)を団体等に交付する。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。

2 審査の結果、不相当と認めたときは、大口町教育委員会後援名義使用許可申請却下通知書(様式第3)を交付する。

(変更)

第7条 団体等は、前条第1項に基づく大口町教育委員会後援名義使用許可通知の後で事業内容に変更が生じたときは、直ちに大口町教育委員会後援名義使用許可事項変更届(様式第4)により教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出がない場合は、当該後援名義使用の許可はその効力を失う。

(許可の取消)

第8条 教育委員会は、申請書の記載事項等に虚偽を認めたとき、第3条各号のいずれかに該当しない事実が判明したとき又は許可の際に付した条件に違反したときは、大口町教育委員会後援名義使用許可取消通知書(様式第5)により、後援名義使用の許可を取り消す。

(実績報告)

第9条 団体等は、当該後援に係る事業が終了したときは、直ちに大口町教育委員会後援事業実績報告書(様式第6)に収支決算書等を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

(免責事項)

第10条 教育委員会は、団体等及び第三者に対して、後援名義使用許可の事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (平成23年12月1日大口町教育委員会告示第16号)

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

大口町教育委員会後援名義使用許可申請書

年 月 日

大口町教育委員会 様

申請者 団体名

代表者

印

住所

電話番号 ()

下記の事業の後援名義使用許可を申請します。
記

事業名	
目的	
事業概要	
開催期日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)
開催場所	*公衆衛生、災害防止等の措置 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
対象者	
参加予定人数	人
主催及び責任者	*申請者と同一の場合は省略可
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有料 _____ 円/人 <input type="checkbox"/> 無料 *徴収目的 <input type="checkbox"/> 入場料 <input type="checkbox"/> 参加料 <input type="checkbox"/> その他 ()
過去の後援名義使用許可実績	<input type="checkbox"/> 有 許可年月日 _____ 年 月 日 事業名 _____ <input type="checkbox"/> 無
他の後援申請 (予定)	
過去の主な後援者	
添付書類	1 開催要領、事業計画等 (事業目的、計画等を明記したもの) 2 規約、会則等 (団体等の経歴や組織を明記したもの) 3 収支予算書 4 その他参考資料 (前回開催時のチラシ、パンフレット等)

様式第1別紙

事業収支予算書

事業名 _____

収入の部

内 訳	収入額 (円)	説 明
合計 (A)		

支出の部

内 訳	支出額 (円)	説 明
合計 (B)		

収入合計額 (A) - 支出合計額 (B)
 _____円 - _____円 = _____円

* 本様式の記載事項を満たしている場合は、本様式に代えて任意の様式を提出することができる。

様式第2（第6条関係）

大口町教育委員会後援名義使用許可通知書

年 月 日

様

大口町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました大口町教育委員会の後援名義の使用について、
下記の条件を付して許可します。

記

- 1 事業名
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 許可の条件

- (1) 後援名義の使用許可後、事業内容に変更が生じたときは、直ちに大口町教育委員会後援名義使用許可事項変更届を提出すること（届出のない場合は、この許可の効力は失われます。）。
- (2) 事業が終了したときは、直ちに大口町教育委員会後援事業実績報告書を提出すること。
- (3) 後援名義の使用許可後において、後援名義の使用許可の基準に該当しない事実が判明したとき又は許可の際に付した条件に違反したときは、後援名義の使用許可を取り消します。

様式第3（第6条関係）

大口町教育委員会後援名義使用許可申請却下通知書

年 月 日

様

大口町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました下記の事業については、審査の結果、後援名義使用許可申請の却下を決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 開催期日
- 3 理由

様式第4（第7条関係）

大口町教育委員会後援名義使用許可事項変更届

年 月 日

大口町教育委員会 様

申請者 団体名

代表者

㊞

住所

電話番号 ()

年 月 日付けで後援名義の使用許可を受けた事業の内容について、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

	変更前	変更後
事業名		
目的		
事業概要		
開催期日		
開催場所		
対象者		
参加予定人数		
主催及び責任者		
入場料等の徴収		
添付書類 (変更後)	1 開催要領、事業計画等（事業目的、計画等を明記したもの） 2 規約、会則等（団体等の経歴や組織を明記したもの） 3 収支予算書 4 その他参考資料（チラシ、パンフレット等）	

様式第5（第8条関係）

大口町教育委員会後援名義使用許可取消通知書

年 月 日

様

大口町教育委員会 印

年 月 日付けで許可しました下記の事業については、後援名義使用許可を取り消しますので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 開催期日
- 3 理由

様式第6（第9条関係）

大口町教育委員会後援事業実績報告書

年 月 日

大口町教育委員会 様

申請者 団体名
 代表者 ⑩
 住 所
 電話番号 ()

年 月 日付けで後援名義の使用許可を受けた事業について、下記のとおり報告します。

記

事業名	
目的	
事業概要	
開催期日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)
開催場所	
対象者	
参加人数	人
収支報告	<input type="checkbox"/> 有料 収入合計額 _____円 支出合計額 _____円 差 額 _____円 <input type="checkbox"/> 無料
事業の成果	
添付書類	1 収支決算書 2 その他参考資料（開催時のチラシ、パンフレット等）

様式第6別紙

事業収支決算書

事業名 _____

収入の部

内 訳	収入額 (円)	説 明
合計 (A)		

支出の部

内 訳	支出額 (円)	説 明
合計 (B)		

収入合計額 (A) - 支出合計額 (B)
 _____円 - _____円 = _____円

* 本様式の記載事項を満たしている場合は、本様式に代えて任意の様式を提出することができる。

大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱の全部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が団体及び個人（以下「団体等」という。）が主催する事業の後援を行う場合の後援名義使用の基準及び手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 <u>後援とは、教育委員会が団体等の主催する事業の趣旨に賛同し、教育委員会の名義の使用を認め、事業の開催を支援することをいう。</u></p> <p><u>（使用許可の基準）</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会が後援名義使用を許可する事業は、教育、学術、文化、スポーツ等の向上に寄与するもので、次の各号に該当すると認められるものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び内容が明確で、かつ、公益性があるもの</u></p> <p><u>(2) 広く住民を対象とし、主催者が適格なもの</u></p> <p><u>(3) 公序良俗に反しないもので社会的な非難を受けないもの</u></p> <p><u>(4) 営利や商業宣伝又は私的な利益を目的としないもの</u></p> <p><u>(5) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動でないもの</u></p> <p><u>(6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているもの</u></p> <p>(申請)</p> <p>第4条 <u>事業を実施する団体等が、教育委員会の後援名義使用の許可を得ようとするときは、当該事業の開催日の1月前までに大口町教育委員会後援名義使用許可申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に事業計画等を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>（許可の決定等）</u></p> <p>第5条 <u>事業の後援名義使用の許可は、教育委員会の議決とする。</u></p> <p><u>2 定例的に行われ、過去に後援名義使用の許可を受けている事業にあっては、教育長の決裁とする。</u></p> <p><u>3 前項に規定する事業のうち、教育長が特に必要</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>演劇、講演会、研究発表会、体育、スポーツ、映画会等（以下「催物」という。）について、教育上適当と認められるものに使用する大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第2条 <u>催物の主催者は、教育委員会の後援名義使用の許可を得ようとするときは、大口町教育委員会後援名義使用許可申請書（様式第1）により教育委員会に申請しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>と認めたものは、教育委員会の議決とする。</u></p> <p><u>4 教育長は、第2項の規定による後援名義使用の許可をしたときは、教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(使用許可)</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、前条の規定により後援名義使用の許可を決定したときは、大口町教育委員会後援名義使用許可通知書(様式第2)を団体等に交付する。ただし、必要があるときは、条件を付すことができる。</u></p> <p><u>2 審査の結果、不相当と認めるときは、大口町教育委員会後援名義使用許可申請却下通知書(様式第3)を交付する。</u></p> <p><u>(変更)</u></p> <p><u>第7条 団体等は、前条第1項に基づく大口町教育委員会後援名義使用許可通知の後で事業内容に変更が生じたときは、直ちに大口町教育委員会後援名義使用許可事項変更届(様式第4)により教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の届出がない場合は、当該後援名義使用の許可はその効力を失う。</u></p>	<p><u>(審査)</u></p> <p><u>第3条 教育委員会は、申請書を受理したときは、次の各号に定める基準に基づき審査を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>ア 政治的、宗教的、商業的な宣伝を意図しないもの</u></p> <p><u>イ 営利を目的としないもの</u></p> <p><u>(2) 内容</u></p> <p><u>ア 教育上の見地から、児童生徒に対して有意義なもの</u></p> <p><u>イ 町民各層に対して教養を高め、教育、文化、体育、スポーツ等の向上に資するもの</u></p> <p><u>(3) 主催者</u></p> <p><u>ア 特定の政治的団体若しくは宗教的団体に関係しないもの、又は同団体に準ずる組織の後援等を受けないもの</u></p> <p><u>イ その他教育委員会が後援の必要を認めるもの</u></p> <p><u>(通知)</u></p> <p><u>第4条 教育委員会は、審査の結果適当と認められるものについては、大口町教育委員会後援名義使用許可通知書(様式第2)により、不相当と認められたものについては、大口町教育委員会後援名義使用許可申請却下通知書(様式第3)により申請者に対し通知するものとする。</u></p> <p><u>(変更)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会が許可した後援名義使用について変更が生じたときは、申請者は速やかに教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の届出がない場合は、当該後援名義使用の許可はその効力を失う。</u></p>

新	旧
<p><u>(許可の取消)</u> <u>第8条</u> 教育委員会は、申請書の記載事項等に虚偽を認めたととき、第3条各号のいずれかに該当しない事実が判明したとき又は許可の際に付した条件に違反したときは、大口町教育委員会後援名義使用許可取消通知書（様式第5）により、後援名義使用の許可を取り消す。</p> <p><u>(実績報告)</u> <u>第9条</u> 団体等は、当該後援に係る事業が終了したときは、直ちに大口町教育委員会後援事業実績報告書（様式第6）に収支決算書等を添付して、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p><u>(免責事項)</u> <u>第10条</u> 教育委員会は、団体等及び第三者に対して、後援名義使用許可の事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。</p> <p>(その他必要事項) <u>第11条</u> この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(その他必要事項) <u>第6条</u> この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>